

知 調 三 発 第 113 号

令 和 7 年 2 月 3 日

法務大臣 鈴木 馨祐 様

全国知事会

外国人の受入と多文化共生社会実現

プロジェクトチームリーダー

静岡県知事 鈴木 康友

(公 印 省 略)

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」に対する意見提出について

令和7年1月28日に情報提供のあった基本方針案について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 国は、就労のための課程を置く認定日本語教育機関の拡充に取り組むとともに、日本語教育について育成就労実施者に対する支援を充実させること

<理由>

第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項

3 育成就労外国人

(3) 育成就労外国人に対しては、(中略)相当する日本語講習を認定日本語教育機関による就労のための課程の講習(認定日本語教育機関認定基準(令和5年文部科学省令第40号)第23条に基づく「特別の日本語教育課程」を含む。)等において受講することが求められる。就労開始前までに当該試験に合格していない育成就労外国人については、育成就労の開始から1年経過時まで

当該試験に合格することが求められる。

第四 特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

2 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

(1) 育成就労実施者の責務

イ 目標として定めた試験の適正な受験等

育成就労の開始後1年が経過する時まで及び育成就労が終了する時まで、に育成就労外国人に必要な技能及び日本語能力の試験を受けさせることは育成就労実施者の義務であり、(中略)試験費用については育成就労実施者又は監理支援機関が負担する必要があるほか、(中略)試験の実施者から求めがあった場合には、必要な協力をしていくことが望ましい。

とあるが、法務省告示日本語教育機関数は地域により差があり、今後認定日本語教育機関となる日本語教育機関にも地域差が生じるものと考えられる。講習を受けることができる機関がない場合、地方公共団体や地域の日本語教室に負担が生じることが懸念される。

2 以下の文言につき、表記にばらつきが生じているため、内容を統一すること。表記のばらつきが見られるので、運用にあたっては、丁寧に説明すること

<理由>

第四 特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

1 特定技能所属機関に係る施策に関する基本的な事項

(1) 特定技能所属機関の責務

特定技能所属機関は、(中略)特定技能制度により受け入れる外国人の安定的かつ円滑な在留活動を確保するとともに、地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務がある。

2 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

(1) 育成就労実施者の責務

育成就労実施者は、(中略)育成就労を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する責務がある。

とあるが、特定技能所属機関、育成就労実施者ともに「地域における外国人との共生社会実現のため寄与する」「国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する」責務が

あると考えられるため。

3 「育成就労外国人に必要な技能及び日本語能力の試験を受けさせることは育成就労実施者の義務である」ことについて、育成就労実施者はもとより、関係機関に対しても、国が主導して周知を図ること

<理由>

第四 特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

2 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的事項

(1) 育成就労実施者の責務

イ 目標として定めた試験の適正な受験等

育成就労の開始後 1 年が経過する時まで及び育成就労が終了する時まで
に育成就労外国人に必要な技能及び日本語能力の試験を受けさせることは育成就労実施者の義務であり、(略)

外国人労働者の増加に伴い、地域の日本語教室が就労に必要な日本語教育を行うよう企業から要請される事態が相次いでいる。育成就労実施者や、関係者がしっかりと内容を理解し責務を果たすよう、その周知にあたっても国が主導して、実施者等はもとより、関係機関に対しても広く行い、地方公共団体や地域の日本語教室に負担が生じることのないよう配慮していただきたい。

4 「第四 特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項」の「1 特定技能所属機関に係る施策に関する基本的な事項」に（3）として、以下を記載すること。

(1) 特定技能所属機関の責務

(2) 1号特定技能外国人支援

(3) 2号特定技能外国人支援

特定技能所属機関は、2号特定技能外国人の配偶者又は子に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることとする。

<理由>

日本語教育の推進に関する法律第6条では、次のように規定されている。

(事業主の責務)

第六条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

特定技能制度及び育成就労制度の運用が開始されれば、家族帯同者が大きく増加することが想定される。在留資格「家族滞在」の外国人の中でも、特に配偶者は地域社会とのつながりが弱く、日本語を学ぶ機会が得られにくいと考えられている。また、日本語指導を必要とする外国人児童生徒も増加しており、教育現場における人材確保が課題となっている。

2号特定技能外国人は、配偶者及び子が要件を満たせば在留資格が付与されるところ、今後、特定技能2号外国人が増加した場合、上記のような課題がより深刻化する懸念がある。

5 国、地方公共団体及び外国人育成就労機構との密接な連携が求められているが、その連携の方法について具体例を挙げて内容を明記すること

<理由>

第五 特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

2 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の適正な保護

育成就労法においては、国、地方公共団体及び外国人育成就労機構（以下「機構」という。）それぞれの責務やその相互の密接な連携が求められることが規定されている。

とあるが、下段においてどのように地方公共団体と連携するのかが示されていない。

6 特定技能外国人及び育成就労外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中することのないようするための措置を具体例を挙げて明記すること

<理由>

第六 特定技能制度及び育成就労制度の運用に関するその他の重要事項

1 特定技能制度及び育成就労制度の運用に関するその他の重要事項

特定技能制度及び育成就労制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能外国人及び育成就労外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

とあるが、「必要な措置」が意味するところが不明である。